（国民の理解の増進）

第三十四条　国は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染のおそれに起因する健康上の不安を解消するため、低線量被ばくによる放射線の人体への影響その他放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（教育を受ける機会の確保のための施策）

第三十五条　国は、原子力災害により福島の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島の地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（医療及び福祉サービスの確保のための施策）

第三十六条　国は、原子力災害により福島における医療及び保育、介護その他の福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、福島の地方公共団体が行うこれらの提供体制の整備その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置）

第三十七条　国は、第二十八条から前条までに定めるもののほか、福島において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五章　原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節　産業復興再生計画及びこれに基づく措置

（産業復興再生計画の認定）

第三十八条　福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（以下「産業復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2　産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　産業復興再生計画の目標

二　前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

三　第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第四十条から第五十条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ　福島特例通訳案内士育成等事業（福島において福島特例通訳案内士（第四十条第二項に規定する福島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。）

ロ　商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ　新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込まれるものに限る。）の育成をする事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ニ　地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であって、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

ホ　流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第四十八条第二項において同じ。）を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、福島における流通機能の向上に資するものをいう。）

ヘ　政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。）

ト　地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。）

四　前号に規定する産業復興再生事業ごとの第四十条から第五十条までの規定による特別の措置の内容

五　前各号に掲げるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進に関し必要な事項

3　前項の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第四十条から第四十八条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第四十九条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第七十二条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。第四十九条及び第五十条において「復興庁令・主務省令」という。）又は第五十条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4　福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第四十四条及び第四十七条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5　次に掲げる者は、福島県知事に対して、第一項の規定による申請（以下この節において「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一　産業復興再生事業を実施しようとする者

二　前号に掲げる者のほか、当該提案に係る産業復興再生事業の実施に関し密接な関係を有する者

6　前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

7　申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　第四項の規定により聴いた関係市町村長及び実施主体の意見の概要

二　第五項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

8　福島県知事は、申請に当たっては、当該申請に係る産業復興再生事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

9　内閣総理大臣は、申請があった産業復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二　当該産業復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10　内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、産業復興再生計画に定められた産業復興再生事業に関する事項について、当該産業復興再生事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

11　内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。